

## 公 告

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年11月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

### 1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業  
3・4・133号 梅津太秦線

### 2 事業地

#### (1) 収用の部分

京都市右京区太秦垣内町、太秦一ノ井町、太秦蜂岡町、太秦東蜂岡町、  
常盤仲之町、常盤村ノ内町及び常盤東ノ町

#### (2) 使用の部分

なし

### 3 事業施行期間

平成16年11月5日から平成23年3月31日まで

### 4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局街路部立体交差課

(建設局街路部立体交差課)